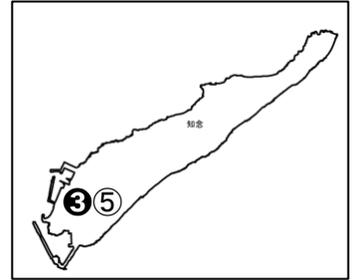




南 城 市

通学路安全プログラム



- 【小学校】①船越 ②玉城 ③百名 ④知念 ⑤久高 ⑥馬天 ⑦佐敷 ⑧大里北 ⑨大里南
【中学校】①玉城 ②知念 ③久高 ④佐敷 ⑤大里

平成28年12月策定

令和4年2月改定

1 プログラムの目的

南城市においては、市内児童生徒の通学時の安全の確保を目的に、平成28年12月に「南城市通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全の面で関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んできた。

しかし、平成30年に他県において下校中の児童が殺害される痛ましい事件を受け、政府は同年6月に「登下校防犯プラン」を示し、登下校時における児童生徒の防犯対策について、教育委員会・学校、家庭、地域、警察等関係機関が連携して取り組むこと示している。

これらを踏まえ、従来の「交通安全」に加え、「防犯」の観点についても関係機関が連携を図り、本プログラムに基づき、市内児童生徒の通学路の安全確保に努めることとする。

2 基本方針

- (1) 南城市内の通学路の安全を継続的に確保するため、「交通安全」「防犯」の観点で、関係機関と通学路の合同点検を実施する。
- (2) 通学路の危険個所について対策実施後の効果把握を行い対策の改善・充実を図る。
- (3) 本プログラムの推進と関係機関の連携を図るため「南城市通学路安全推進会議」を設置する。事務局を「教育指導課」に置く。
- (4) 通学路安全推進会議の構成員は下記の通りとし、必要に応じて構成員は変更可能とする。
 - ・南城市教育委員会教育指導課(学校や関係機関との調整)
 - ・南城市都市整備課・南城市生活環境課(市道の管理 県道管理者との連携)
 - ・南城市子育て支援課(学童担当)
 - ・与那原警察署交通課・与那原警察署生活安全課
 - ・南部土木事務所維持管理班
 - ・各小中学校代表者(教頭)
 - ・その他必要に応じ、参加を要請する。(例: 子育て支援課(幼稚園・保育園担当)、PTA代表者、自治会代表者など)

3 取り組み方法

(1) 合同点検の体制

通学路安全推進会議の構成員を基本とし、必要に応じ関係機関等へも参加依頼をする。

(2) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については箇所ごとに、構成員で協議を行い、具体的な対策案を検討する。(歩道整備や防護策設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策内容と対策部署の検討を行う。)

※9月と3月に通学路安全推進会議を実施し現状の共有をする(教頭連絡会後)。

(3) 対策の実施

① 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関(構成員等)で連携を図る。

② 対策の進捗状況に関しては9月の通学路安全推進会議にて各担当課より報告する。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の個所等について、実際に効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、学校等から意見を聴取し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

(5) 対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「あんぜんmyマップ」を各学校・市ホームページ等に公表する。

(6) その他

南城市通学路安全プログラムの内容の変更については南城市通学路安全推進会議の協議で決めるものとする。

4 具体的な点検

(1) 小中学校

○PTA関係者及び地域と連携し校区内の通学路安全点検と報告を6月中に行う。

- ・点検の際、「こども110番の家」の訪問を行い、現状の確認をする。
- ・点検結果を委員会へ報告(様式1)し、各学校のホームページに掲載する(様式1)
- ・各学校「あんぜんmyマップ」への書き込みと、現在の登録の見直しを行う。

(2) 教育委員会

①合同点検を、実施要項に基づき以下の予定で実施する(夏季休業期間中)。

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
校区	知念・玉城	佐敷・大里	知念・玉城	佐敷・大里	知念・玉城	佐敷・大里

※市内の小中学校を4つの中学校区に分け、それぞれ2年に1回、合同点検を実施する。

4 通学路に関する年間の流れ

	各学校の実施事項
4 ～ 6 月	○スクールガードの氏名報告(4月末)※ボランティア保険加入。4月以降も受付 ○各学校で、「交通安全」「防犯」の観点で危険箇所を点検する(6月)。 ・「こども110番の家」の訪問を行い、「あんぜんmyマップ」へ記載する。 ・危険箇所と対策を「様式1」にまとめ、委員会報告とホームページ掲載を行う。 ・必要に応じて様式2(関係機関への要望)を委員会へ提出する。 ○各学校の「あんぜんmyマップ」への記載追加・修正(6～8月)
7 ～ 8 月	○通学路安全推進会議①へ参加(教頭連絡会后) ・市合同点検の報告、要望の共有 ・点検を踏まえた関係機関からの連絡(与那原署・県道路・南城市関係機関等)
8 月	★南城市通学路安全プログラム合同点検の実施へ参加(実施要項参照)
2 ～ 3 月	○通学路安全推進会議②へ参加(教頭連絡会后) ・今年度の振り返りと次年度への連絡(与那原署・県道路・南城市関係機関等) ・新年度の幼稚園・小学校交通安全指導について ○各学校で通学路を再確認し、見直しと教育計画・ホームページへの掲載を行う

南城市通学路合同点検実施要項

1. 趣旨

本市各小学校の通学路において、児童が安全・安心して通学できるよう、関係機関が連携し、通学路の安全確保を図ることを目的とする。

2. 点検方法・時期・参加者

(1) 方法

- ①「交通安全」「防犯」の観点で、原則、市内の小中学校を4つの中学校区に分け、それぞれ2年に1回、合同点検を実施する。
- ②点検箇所は、点検する小中学校からの報告を基に事前に南城市通学路交通安全推進会議で検討する。また、学校外の関係機関や地域および保護者から寄せられた危険箇所についても、合同で点検する。

(2) 時期

- ①7～8月(学校における夏季休業中)を原則とする。
- ②実施日は、事務局(市学校教育課)が関係機関及び学校と調整の上、決定する。
- ③点検箇所については、2学期の小中学校教頭連絡会後に「通学路安全推進会議」を行い市内の現状の共有を行う。

(3) 点検参加者

- ①南城市通学路交通安全推進会議構成員を基本とする。
- ②必要に応じて保護者(PTA)、地域(自治会)の参加もある。

3. 参加関係機関(例)

- ・市教育委員会(教育指導課)・市都市整備課・市生活環境課・市子育て支援課(学童担当)
- ・与那原警察署交通課・与那原警察署生活安全課
- ・南部土木事務所維持管理班・各小中学校代表者(教頭)
- ・その他必要に応じ、参加を要請する。

4. 日程及び集合場所(当日資料参照)

「南城市通学路交通安全プログラム合同点検の予定時間詳細」を作成する

- 1 日時: 令和〇年〇月〇日(〇)8:30～13:00
- 2 対象校及びコース : 〇〇小→〇〇小→〇〇小→〇〇小
- 3 …

5. 点検場所・・・別紙「安全点検表」を各学校の教頭が●部準備する。

6. 準備・その他

- (1) 大型車両(ワンボックスカー)・・・教育指導課
- (2) 合同点検の学校は、3台の駐車スペースを確保(委員会1台・与那原署2台)
- (3) 悪天候で実施できない場合は、日程調整し後日実施(教育指導課担当が判断し連絡)